

## 重度障がい者タクシー券該当者の皆様へ

### 新型コロナウイルスワクチン接種時にのみ使用できる

### タクシーチケットをお送りします。

(接種会場の行き帰りのタクシー料金を一部助成)

新型コロナウイルスワクチン接種の開始に伴い、4月30日現在、市の重度障がい者タクシー券交付案内通知書が送られている皆様へ、新型コロナウイルスワクチン接種時のタクシー料金を一部助成するチケットをお送りいたします。

なお、新型コロナウイルスワクチンは2回の接種を行うため、2回接種×往復分として、一人につき4枚のチケットをお送りしています。

1枚あたりの助成金額は、重度障害者タクシー券と同額です。

### お使いいただく際の注意点

- ① このチケットは、重度障がい者タクシー券該当者ご本人が、下記の場合のみ使えます。
  - ・新型コロナウイルスワクチンを接種するために接種会場へ行く場合
  - ・新型コロナウイルスワクチン接種会場から帰宅する場合

※5月14日現在で接種会場となっているのは、次の3つの医療機関です。

接種予約の詳細については、接種券が届いた際に同封されているチラシをご覧ください。

- ・富良野協会病院
- ・ふらの西病院（定期通院中の方優先）
- ・かわむら整形外科医院（定期通院中の方優先）

- ② このチケットを支給されたご本人が必ず乗車してください。その際、ご家族等が同乗しても構いません。
- ③ このチケットを、ほかの人に譲ることはできません。不正な利用を確認した場合には、助成額を返還いただくことがあります。
- ④ このチケットが使用できるのは、富良野市内において、富良野タクシーと中央ハイヤーの2社です。
- ⑤ 有効期限は令和4年3月31日までです。期限を過ぎての利用はできません。  
なお、再交付は行っておりませんので、新型コロナウイルスワクチン接種が終わるまで、紛失しないようご注意ください。
- ⑥ ご本人が新型コロナウイルスワクチンを接種しない場合は、このチケットを市福祉課まで返却いただくか、破棄してください。  
なお、これは新型コロナウイルスワクチンの接種を強制するものではありません。

その他ご不明な点は、下記までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

富良野市保健福祉部 福祉課

富良野市弥生町1番3号 富良野市総合保健センター2階

電話 0167-39-2211